

# 2022年7月23日社会的企業研究会 100回記念書籍出版記念シンポジウム

藤井敦史 編著

## 地域で社会の つながりを つくり直す 社会的 連帯経済



エンパワーメントと社会再生の拠点、  
主体としての市民がつくる  
自治的な地域コミュニティはいかにして作れるか。  
新自由主義に対するオルタナティブな経済のあり方とは

彩流社

実践現場  
からの報告

序章：なぜ社会的連帯経済なのか（藤井敦史）

1章：社会的連帯経済とは何か（藤井敦史）

第2章：イタリアにおける社会的企業の展開過程（田中夏子）

第3章：社会的連帯経済を推進する世界の運動（田中滋）

第4章：不安定社会の編み直しを求めて（菰田レエ也）

第5章：労働者協同組合の社会化戦略（相良孝雄）

第6章：地域再生政策における連帯的な経済の可能性と課題  
（原田晃樹）

第7章：公的サービスの外部化と非営利組織の評価（原田晃樹）

第8章：私たちが韓国社会的経済から学んできたことは何か  
（藤井敦史）

座談会：社会的企業研究会のこれまでとこれから

# 今回の出版記念シンポジウムの流れ

司会：柳澤敏勝先生

## 1) 執筆者自身による各章の解説5分（合計8分程度）

👉 プラス「なぜ社会的連帯経済が必要なのか」という問いにコメント

## 2) 以上を踏まえて執筆者相互の質疑応答

👉 彩流社編者の出口綾子さんからコメント

## 3) フロアとのディスカッション

※以上を通して、社会的連帯経済をどのように捉え、日本社会でどのように発展させていくべきなのか皆で考えたいと思います。

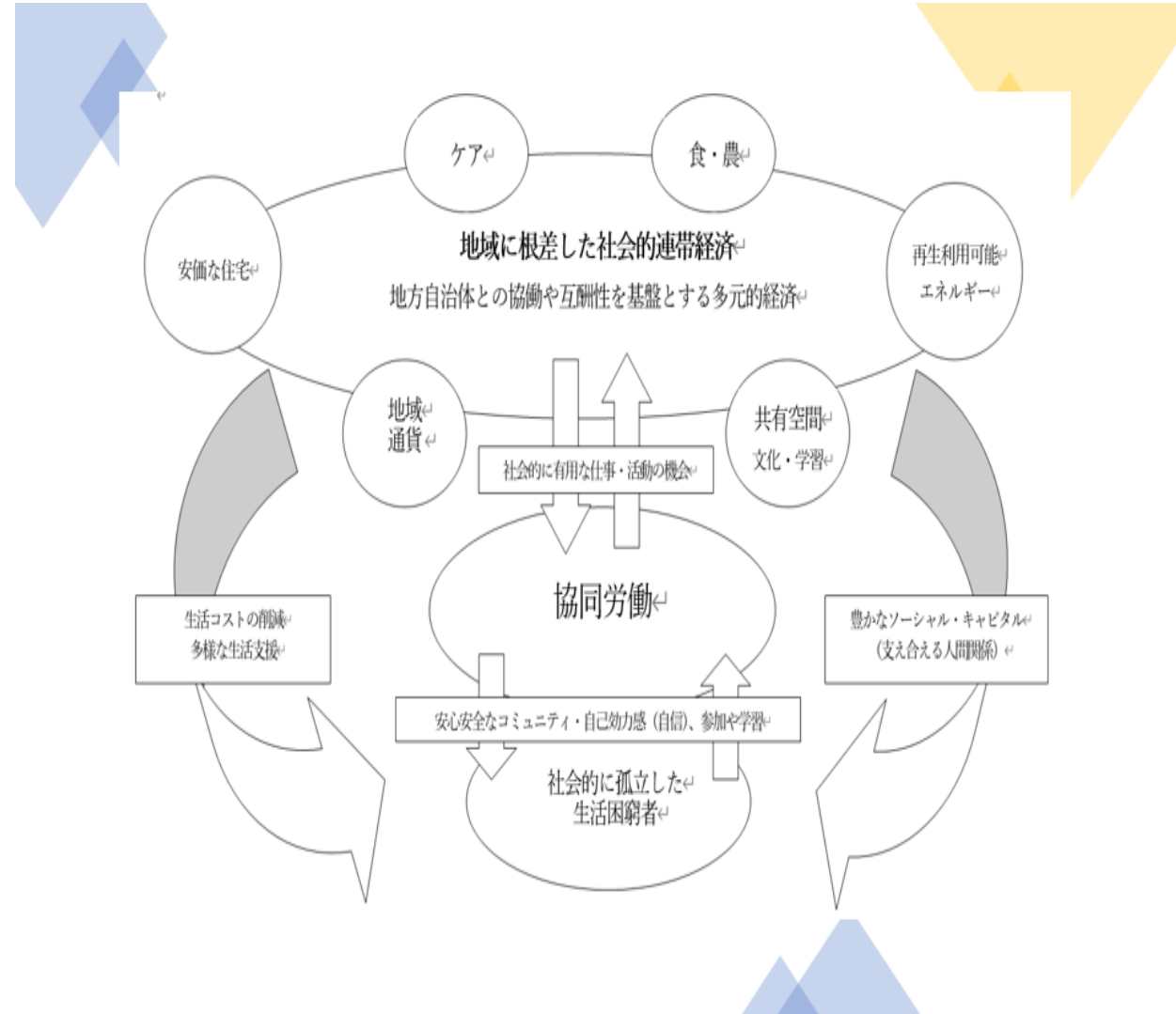
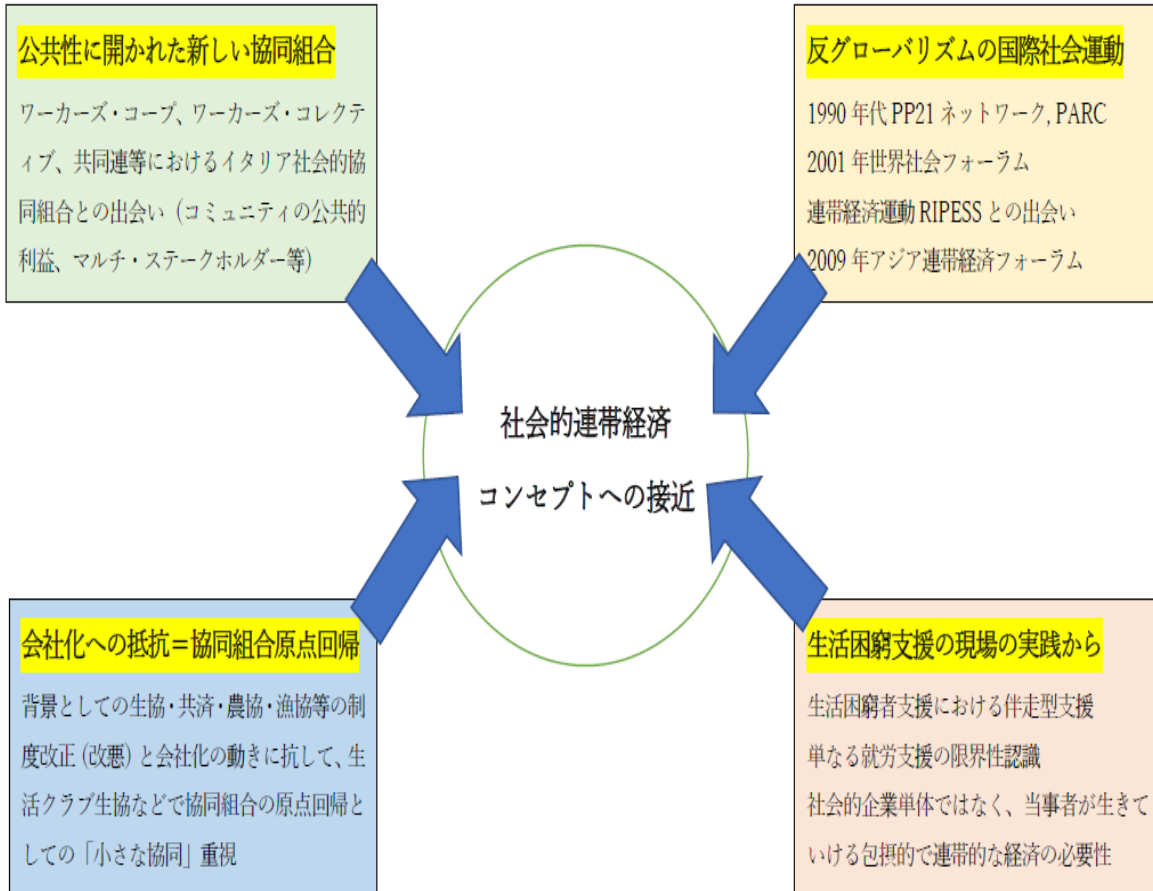
※オンライン参加の方はチャットで質問やコメントをお書きください

# 序章：なぜ社会的連帯経済なのか？

## 社会的企業から社会的連帯「経済」へ

### ※社会的企業研究会の歩みから

私たちの社会的連帯経済との出会い



# 第1章：社会的連帯経済とは何か？

- 社会的連帯経済 = **組織概念**としての社会的経済 × **運動概念**としての連帯経済

☞ 単に組織概念として捉えるなら、従来の社会的経済概念だけで良いはず…

- では、社会的連帯経済の運動性とは何か → **新自由主義に対するオルタナティブ経済運動**

☞ リーマン・ショック、IMFショック等の経済危機に対する生活現場の対抗実践から発生・発展

- 新自由主義 = privatization = 私営化／私物化 → あらゆるモノの商品化 = コモンズの解体

☞ コモンズの解体 = コモンズをケアするコミュニティの解体（ポランニー「悪魔のひきう白」）

☞ 相互のケアではなく自己責任（私事化）、参加・自治ではなくコンシューマリズム

- だからこそ、擬制商品（ポランニー）の領域で発達してきた社会的連帯経済

☞ 本来商品ではないのに市場競争に巻き込まれた土地（自然・農・食）・労働・貨幣・交換

- **社会的連帯経済とは、コモンズを再生し、他者や自然に対するケアや責任を取り戻し、  
連帯関係を基盤とした、生命や生活を支えるサブシステム・エコノミーを創出する運動**

☞ 課題は、複合的な危機の時代に幅広いマルチチュードの連帯を生み出せるのか？

※ ポランニー「狭隘な階級利害に固執するような政策は、その階級の利益さえ守ることができない」

☞ 協同組合は自己の狭い共益を越えて公共的課題にコミットできるか？

☞ 異質な人々の連帯を作り出す技法の必要性、ミュニシパリズム（自治体政策への浸透）との結合



**問題意識**⇒イタリア「社会的企業」＝実態としては社会的協同組合を中心に描かれてきた。しかし、近年、公共的利益の創出と社会変革を提起する事業組織は多様化。広義の「社会的企業」にどのような広がりがあるのか？市民社会における位置づけ、機能は？Euricseの調査報告に依拠して検討。

### Euricse調査報告の概要

#### ◆イタリアの社会的企業の定義

#### ◆「社会的企業」(広義)の定量的把握

・2011年ISTAT(イタリア統計局)調査「非営利団体に関する調査」&2013年イタリア商工会議所調査  
⇒収入構造及び労働者数の2つの基準から社会的企業と見なせる20,431(営利組織の総数の6.8%)抽出。

#### ◆制度化プロセス

・社会的協同組合等社会的企業がどのような制度化の過程をたどったか…1980～1990年代および2000年代の法整備を時代区分に基づき整理

#### ◆「社会的企業法」(法律155号2006年)の現在

- ・非営利的な事業理念と手法を社会的協同組合に限定せず、より幅広い経済活動の担い手に開いていくねらい
- ・株式会社、有限会社の法人格を有する企業でも「社会的企業」の呼称を保有が可能。
- ・しかし2013年の時点での登録数774、うち535団体は非営利組織、株式・有限ではわずか239団体

◆量的調査から…うち団体数約4割、労働者数の6割弱、事業高の3割強が社会的協同組合。⇒依然、社会的企業の中心的担い手ではあるものの、裾野の広がりを読み取れる。

#### ◆制度化のプロセスから読み取れることは…？

##### ・「社会的企業法」2006

比較的厳格な要件に基づく社会的協同組合のみならず、営利的企業を含め、連帯経済の担い手となることが可能化。⇒実際には、これを活用する事業組織、少数。

##### ・「サードセクター(TS)改革法」2016

\*TS＝「利益を伴わずに、市民による連帯的かつ社会的有用性を追求するために設立された民間団体の総体。それらは、補完性原理の具体化と法令及び定款に基づいて、自発的かつ無償の行動をもって、あるいは相互扶助をもって、あるいは商品やサービスの生産や交換を通じて、一般利益を伴う活動を促進、実践する」

・「一般利益」の探求、剰余分配をめぐる規制の緩和、事業領域の拡大、自治体や外部の営利企業も理事会構成者となることのできるとした。

・改革法制定にあたっては、ARCI(労働運動、環境運動、市民運動等の連合組織)

**結論** 社会的協同組合に象徴される連帯経済の理念・実践を、他の営利組織、他の非営利組織とどう共有、革新していくか、その模索が、一連の改革から浮上するのではないか。

# 第三章 二つの事例から読み解く社会的連帯経済

- ブラジル：自由の市 Instituto Feira Livre
  - 信頼・連帯がなくては成立しえないビジネスモデルの農産物等直売所
    - 価格はすべて原価表示で販売
    - お店の取り分はすべて購入者からの「寄付」で成り立つ
  - 「公正な価格」を本質的に問う
    - 「わたし」と「あなた」で異なる適正価格を享受できる社会



- 米国：コーペレーション・ジャクソン Cooperation Jackson
  - 組織化・形骸化し、民主制を失った選挙制度に抗うための住民組織
    - 黒人有権者の声が反映されにくい現地選挙制度へのオルタナティブ
    - 戸別訪問と「御用聞き」を通じた「コミュニティ診断書」を作成
    - 合議制でコミュニティの優先政策を実現していくための労働者協同組合を運営
  - 参加することでコミュニティに改善がみられるという実体験を提供することで政治参加の原動力を作り出す
    - コミュニティから市長候補を擁立し、当選に導く



# 第4章. 貧困報告から見えるNPO・協同組合の動向や示唆

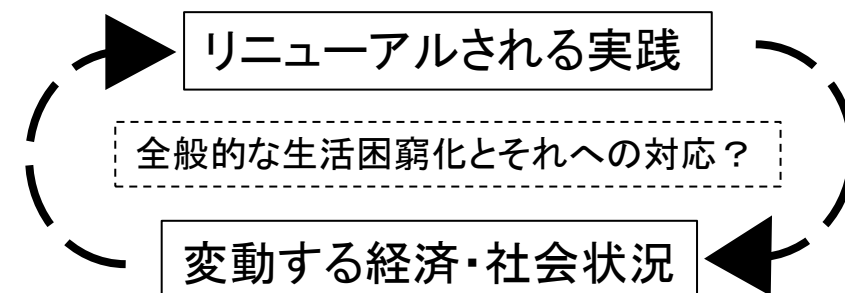
## ① 中流層を基盤とした協同組合運動の「再始動」？

・ 1990年前後～2000年代初頭、野宿者支援から新たに台頭したNPO団体の報告

(e.g. 2007年湯浅誠報告)

→2000年代半ば以降に協同組合セクターから新たに結成・起業した実践団体の報告

(e.g. 2015年志波早苗報告)



## ② 民間実践・制度政策的アプローチのような学習過程？

1) 相談支援

(e.g. 2007年湯浅報告、2015年志波報告、そして2020年瀬戸大作報告…)

～社会的排除や困窮化リスクの中を生きざるをえない不安定流動層の実態報告

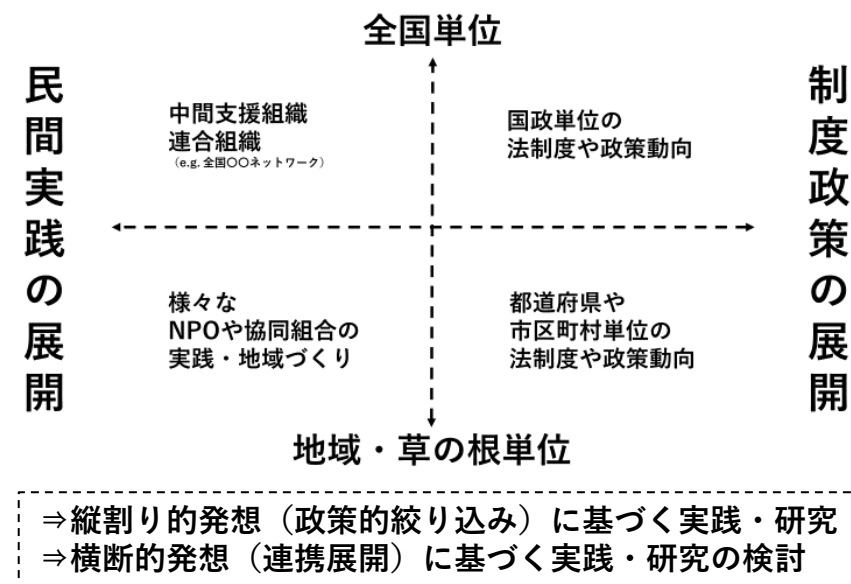
2) 包括的な生活支援・居住支援・就労支援など多方面に渡る実践報告

～非営利・協同組織の現場で培われた実践知や社会的企業論

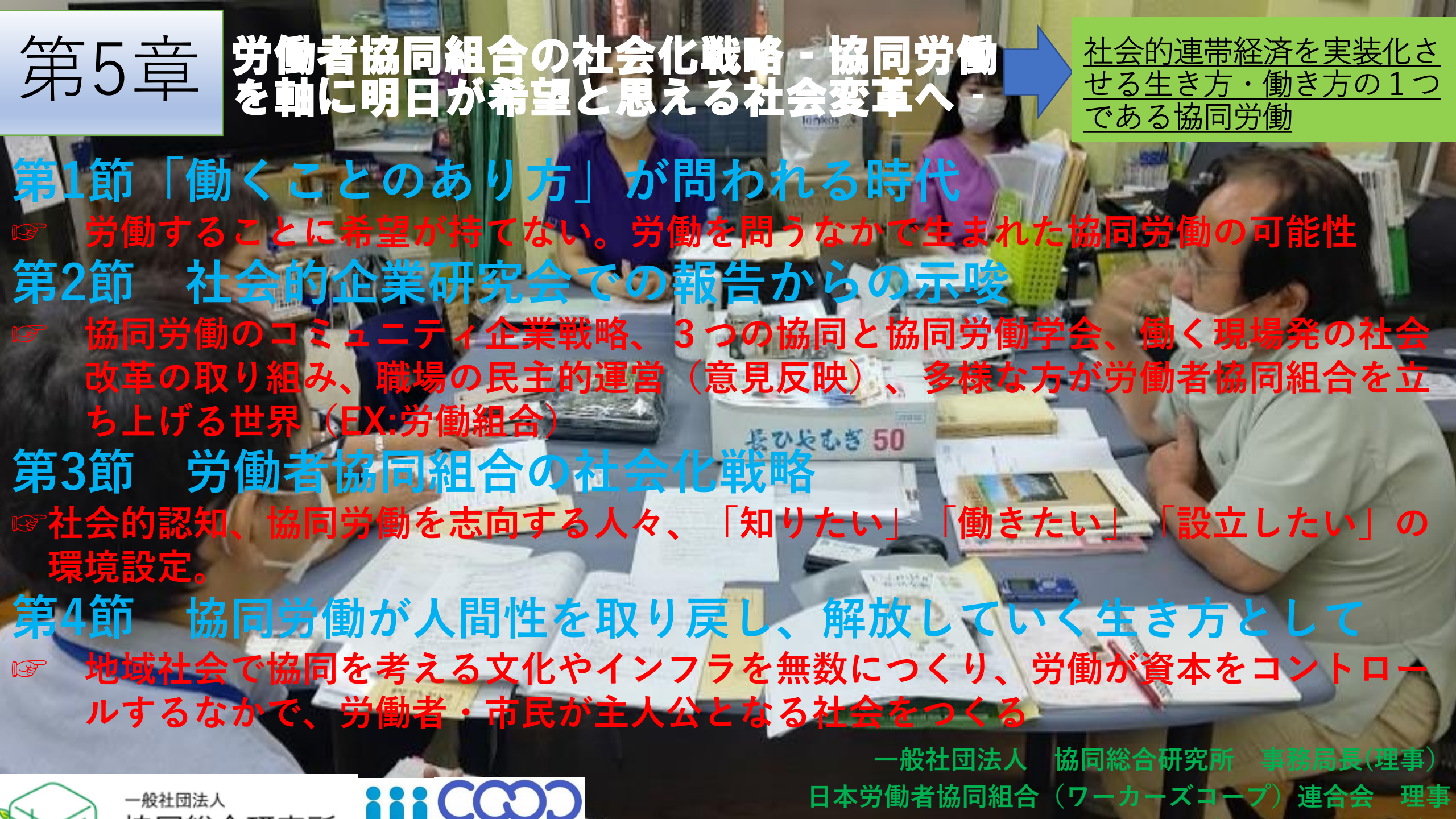
(e.g. 2010・2013年佐久間裕章報告、2015年奥田知志報告)

3) 生活困窮やサード・セクターに関する各種法制度・政策的な報告

～地域の取り組みを制度的にどのように支えるのかなど (e.g. 2017年宮本太郎報告)







# 第5章

## 労働者協同組合の社会化戦略 - 協同労働を軸に明日が希望と思える社会変革へ -

社会的連帯経済を実装化させる生き方・働き方の1つである協同労働

### 第1節 「働くことのあり方」が問われる時代

労働することに希望が持てない。労働を問うなかで生まれた協同労働の可能性

### 第2節 社会的企業研究会での報告からの示唆

協同労働のコミュニティ企業戦略、3つの協同と協同労働学会、働く現場発の社会改革の取り組み、職場の民主的運営（意見反映）、多様な方が労働者協同組合を立ち上げる世界（EX:労働組合）

### 第3節 労働者協同組合の社会化戦略

社会的認知、協同労働を志向する人々、「知りたい」「働きたい」「設立したい」の環境設定。

### 第4節 協同労働が人間性を取り戻し、解放していく生き方として

地域社会で協同を考える文化やインフラを無数につくり、労働が資本をコントロールするなかで、労働者・市民が主人公となる社会をつくる



# 第6章 地域再生政策における連帯的な経済の可能性と課題



＜本章の構成（社会的連帯経済応用の概念編）＞ 立教大学コミュニティ福祉学部  
コミュニティ政策学科 原田晃樹



## 1. 地域振興政策の特徴と課題

### ● 高度経済成長期：国主導の地域開発計画

- 集権的な開発計画（自治体の独自性低）  
BUT 「選択と集中」とはかけ離れた開発
- 重点投資の失敗（投資の平準化圧力）
- 民間資本の誘導手法の欠如（民間資本優位の開発）

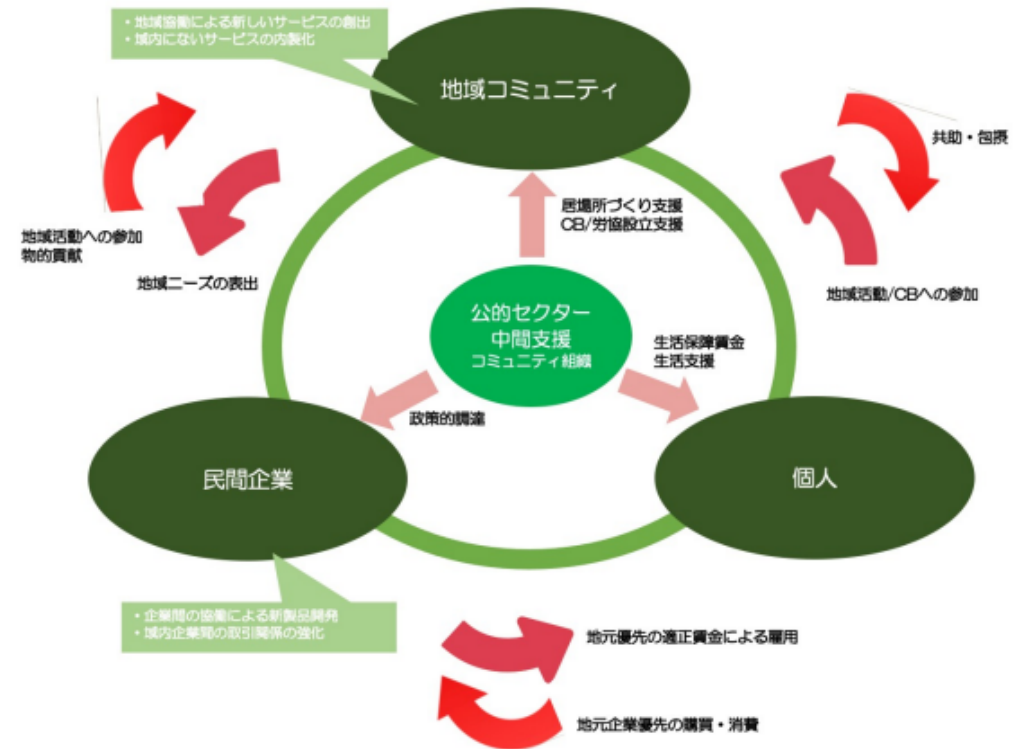
### ● 90年代以降～地方創生政策：責任主体の欠落

- 従来の地方を支えてきた基盤の喪失  
（公共事業/規制緩和・企業流出/公的団体再編）
- 国主導の計画による地方の責任において実施する計画  
（地方の実績（KPI）に依存する国の姿勢）
- わずかな交付金の全自治体散布/選挙前に増える交付金

## 2. 連帯的な経済としての地域振興

### ● 地域における開放系の循環経済

- 「生産」⇒「分配」⇒「支出」の各場面で連帯的な取引・消費を徹底させること





## ＜本章の構成（社会的連帯経済応用の実践編）＞

### 1. 公的サービスの外部化とその統制

- 公的サービスの民営化・民間化・外部委託
  - 法律によるサービス実施（行政処分）から民間の契約に基づく競争関係へ
  - ⇒ ①企画と実施の分離（**評価の必要**）  
②公的責任の分散（**労働条件悪化、社会条件の悪化**）
- 社会問題を考慮した評価をはばむ現実
  - 経済性を重視した日本の公共調達制度
  - 「数字」を過信した評価手法
  - ⇒ 結果として「価格」という数字に信頼を置く評価の定着（評価の「産業化」志向？）
  - ⇒ 「英国は社会的インパクト評価の先進地」という言説

### 2. 付带的政策のツールとしての社会的インパクト評価

- 新自由主義的なグローバル化の弊害を地域で是正する公共調達の導入
  - 地域経済、環境、労働・コミュニティ等を社会的価値として公共調達に反映（政治的価値としての社会的価値）
  - ⇒ 社会的価値を可視化する手法として社会的インパクト評価類似の量的指標
  - 前提として、人権・労働条件、サービスの品質等を考慮する公共調達ルールの定着
  - 「社会的企業」も協働の担い手として位置づけ
- 日本の自治体の総合的な付带的政策の必要性
  - 課題①：付带的政策をいかに普及させるか？
  - 課題②：「非営利」の価値はどう評価できるか？



# 第8章：私たちが韓国社会的経済から学んできたことは何か

## ・ 韓国における社会的経済＝社会的連帯経済政策の意味

- ☞ 民主化以降の社会的経済政策の展開過程
- ☞ 就労支援を行う労働統合型社会的企業促進政策
- ☞ 人件費補填を中心の経営支援の限界性
- ☞ 社会的経済のエコシステム（生態系）の醸成へ
- ☞ 社会的経済政策を開花させたの朴元淳ソウル市政

## ・ ソウルにおける社会的経済政策の三層構造（右図）

### ①狭義の社会的経済政策

- ☞ 社会的経済「組織」の発展可能なエコシステム醸成

### ②社会的経済の苗床としてのマウル共同体政策（インプット）

- ☞ 近隣地域コミュニティの活性化→主体形成・公共圏

### ③サブシステム・エコノミーを志向する政策群

- ☞ 協治を基盤に社会的経済組織の活躍の舞台（アウトプット）

